

⑨土庫川

i 整備方針

土庫川は、とくに水質が悪いため、緊急に水質改善を図る必要がある。下水道整備や生活排水対策の推進等と総合的に連携しながら、河川においても河川浄化事業を実施し、地域住民とともに河川環境の改善に努める。河川浄化事業で設置する施設は、クレソンやセリ等の有用植物の栽培も可能な、地域住民が利活用できる植生浄化施設を基本とし、地域の生活排水対策推進のための環境学習の拠点施設となるよう関係自治体や地域住民と連携し、適切な維持管理と利用促進を図る。また、取水施設や取水量の把握に努め、継続的に水質や水量の把握に努める。

ii 河川工事の目的

河川の水質汚濁原因となっている水中の有機物を除去し、土庫川流末の水質をBOD5.0mg/l以下とすることにより土庫川の水環境を改善することを目的とする。

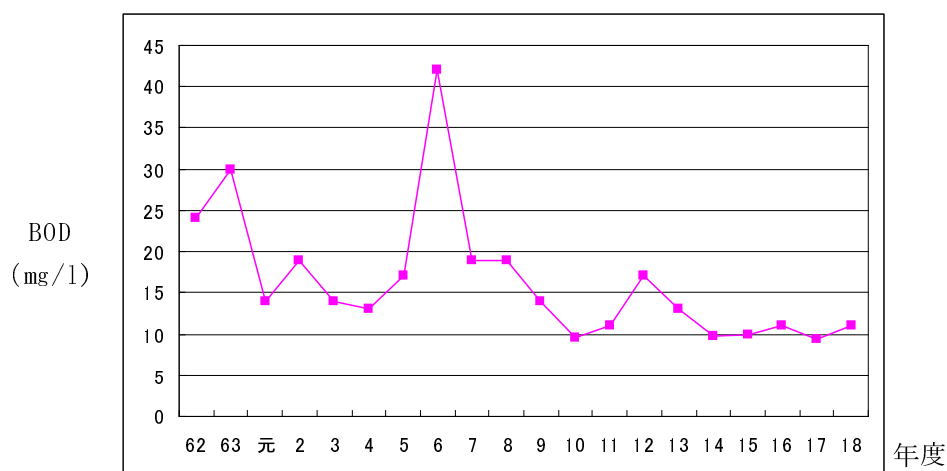
iii 河川工事の種類

河川浄化施設の設置を行う。

また、施設の設置にあたっては、周辺環境に配慮する。

iv 河川工事の施行の場所

広陵町百済地内



土庫川流末の水質 (BOD75%値)

注) BOD: 水の汚れの度合いを示す代表的な指標。水中の微生物により有機物が酸化されるときに消費される酸素の量を1リットル中の重量単位で表す。数値が大きいほど水が汚れていることを示す。

